

議第42号

三島市監査委員に関する条例の一部を改正する条例案

三島市監査委員に関する条例（昭和39年三島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士